

経済産業省告示第百八十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五条の三第二項の規定に基づき、同条第一項の届出に係る平成十六年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を次のとおり公表する。

平成十七年十一月八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 与謝野 馨

通し番号	化学物質の名称	製造数量及び 輸入数量を合 計した数量 (単位 トン)
5	1, 2, 5, 6, 9, 10 - ヘキサプロモシクロデカン	3, 443
6	1, 1 - ビス( <i>tert</i> -ブチルジオキシ) - 3, 3, 5 - トリメチル シクロヘキサン	108
15	ジイソプロピルナフタレン	608
17	2 - (2 <i>H</i> -1, 2, 3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) - 4, 6 - ジ - <i>tert</i> - ブチルフェノール	117
18	2, 4 - ジ - <i>tert</i> - ブチル - 6 - (5 - クロロ - 2 <i>H</i> -1, 2, 3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル)フェノール	753
19	塩素化パラフィン(C11、塩素数7~12)	279
20	ジエチルビフェニル	350
21	水素化テルフェニル	659
22	ジベンジルトルエン	649

